

会 則

八王子市立松が谷小学校
保護者と教職員の会(PTA)

<所在地>

〒192-0354 八王子市松が谷12
042(676)3341

令和7年5月10日一部改正

松が谷小学校保護者と教職員の会 (PTA) 会則

第1章 総 則

第1条 この会の名称は「松が谷小学校保護者と教職員の会 (PTA)」という。

第2条 この会の事務所は松が谷小学校内におく。

第2章 目的および活動方針

第3条 この会は保護者と教職員が協力し、家庭と学校と地域における児童の健全にして幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的達成のために、次の方針に従って活動する。

1. 会員相互に学び合い、理解し合うことに努める。
2. 学級活動を基本とし、学級、学年および全体で活動する。
3. 子供たちの校外生活の充実に努める。
4. 学校、地域社会および目的を同じくする機関、団体と協力する。
5. 教育を本旨とする自主的、民主的団体として活動し、政治的、宗教的および営利的な活動はしない。

第3章 会 員

第5条 この会の会員は松が谷小学校在学児の保護者および教職員とする。

- (付則)
1. 会員は全て平等の権利と義務を持ち、会の運営、および活動に参加し、協力する。
 2. 会員は全ての会議を傍聴する事ができる。

第4章 役員および顧問

第6条 この会に次の役員と顧問をおき、顧問には学校長がこれに当たる。

- | | | | | |
|---------|----|-----|-----|-------|
| 1. 会 長 | 1名 | 保護者 | (1) | |
| 2. 副会長 | 3名 | 〃 | (2) | 副校長 |
| 3. 書 記 | 3名 | 〃 | (2) | 教員(1) |
| 4. 会 計 | 3名 | 〃 | (2) | 教員(1) |
| 5. 会計監査 | 2名 | 〃 | (1) | 教員(1) |

第7条 役員の仕事

1. 会長はこの会を代表し、会務を処理する。総会、運営委員会、役員会を開く。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
3. 書記は総会、運営委員会の議事および会の活動を記録保管する。
4. 会計は総会で決められた予算に従い、会計事務を処理する。
5. 会計監査は総会で立候補者がいなかった場合、前年度の会計2名(保護者1名、教員1名)がこれにあたり、年度内のこの会の会計を監査報告する。
任期は1年とする。

第8条 役員の仕事は1年とするが、再任は妨げない。ただし2年までとする。

- (付則)
1. 役員は選出は各学級から選出された委員および教員代表3名の中から互選する
 2. 運営委員会の準備のため役員会をもつ。
 3. 副会長(副校長)の任期については、第8条を適用しない。
 4. 役員会は役員ならびに必要なに応じて各専門委員会代表で構成する。

第5章 運営委員

第9条 《運営委員の選任についての細則》に則って、担任と協力して学級活動を行う。

第10条 運営委員はこの会を主宰し、運営委員会を構成する。

第11条 運営委員は各クラスの親睦のための活動を行う。

第6章 総会

第12条 この会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

第13条 総会は全会員で構成し、この会の最高議決機関である。

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

1. 前年度の活動報告、決算報告の承認
2. 活動計画の検討と承認
3. 予算の審議と承認
4. 役員を選任、承認と解任
5. 会則の改正
6. その他の必要事項

第15条 総会は年度初めに開く。

第16条 臨時総会は全会員の1/10以上から会議の目的を記載した書面による要求があるとき、または運営委員会が必要と認めるとき開催する。

第17条 総会は全会員の1/3以上(委任状も含む)の出席で成立し、会則の改正以外の議事は出席者の過半数の賛成で決定する。

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

第7章 運営委員会

第19条 運営委員会は役員、運営委員、各専門委員会代表で構成し、次の任務を行う。

1. 総会に提出する資料の作成、並びに準備。
2. 総会で決定された事項を推進する。
3. 各学級、学年、専門委員会の活動状況を把握する。
4. 緊急事項はその都度審議処理し、事後総会の承認を得る。
5. “運営委員会だより”を発行する。
6. この会の目的にそった学習活動および広報活動を企画実行する。
7. 緊急時の連絡にあたる。(災害時、学校からもメール配信する。)

第20条 運営委員会は月1回開く。運営委員会が必要と認めるとき、臨時運営委員会を開く。

第21条 運営委員会は全構成委員の1/2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第8章 特別委員会

第22条 特別委員会の設置と構成は必要に応じ、運営委員会で決める。

第9章 会計

第23条 この会の経費は、会員が負担する会費およびその他の収入でまかなう。

第24条 会費の額は、総会で決定する。

(付則1) 会費より、団体障害保険に加入する。(ただし転入生は免除される。)

(付則2) 転入生に関しては、在籍する学期分を分割して納入するものとする。

なお、転出する場合は、返金しないものとする。

第25条 支出は総会で承認された予算に基づいて行う。

第26条 決算は会計監査を経て総会の承認を得る。

第27条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第10章 雑 則

第28条 本会運営に必要な細則は、運営委員会において決定し、会員へ報告する。

第11章 会則の改正

第29条 会則の改正は総会出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

(付則) この会則は平成16年4月1日から施行する。

設立年月日 平成16年4月1日。

平成17年5月7日	一部改正
平成18年5月17日	一部改正
平成20年5月7日	一部改正
平成22年5月19日	一部改正
平成25年11月2日	細則追加
平成27年2月7日	一部改正
令和4年5月6日	一部改正
令和7年5月10日	一部改正